

野生のまつたけ・なめこ・ならたけ・むきたけの出荷を希望する皆様へ

野生のまつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけに出荷制限が指示されている市町村※において、所定の検査・出荷管理に基づき非破壊検査を受け、基準値を下回っていることが確認された野生のまつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけの出荷が可能となっております。出荷される方は下記の内容を確認のうえ、手続に沿って出荷してください。

なお、県内においては、依然、基準値を超える検体が確認されているため、農林事務所と相談のうえ、事前に確認のための検査を行うことをお勧めします。

※出荷制限が指示されている市町村は品目毎に異なります。詳細は裏面を参照してください。

1. 台帳への登録

最寄りの県農林事務所（裏面参照）において、採取・出荷管理台帳に登録してください。（お名前、ご住所、連絡先、採取場所（地区）、出荷先の登録が必要です。）

出荷者ごとに認証登録番号が付与されます。

2. 事前連絡

野生のまつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけの出荷を希望される方は、遅くとも検査希望日2日前の午前10時までに最寄りの農林事務所に連絡してください。

1日に検査できる数に限りがあるため、調整のうえ検査日をお知らせします。

なお、土日祝日は検査を行いません。

3. まつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけの搬入

県からお伝えする検査日前日の午前10時までに、販売単位ごとに袋等に入れた状態で農林事務所に搬入し、検査依頼書を記入してください。その際、基準を下回った場合の返送先もお知らせください（農林事務所もしくは自宅など）。

なお、検査機器の測定可能重量に合わせるため、同一産地・同一品目のものを300g～1kgひとまとまりとしてください。小分けにしたい場合、販売単位で小さな袋に入れてください。

4. 検査

県の検査機関で検査を行い、結果をお知らせします。なお、検査費用は無料です。

基準値を下回ったまつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけは、未検査のものなどが混入しないよう鮮度保持袋に封入し、検査済証を貼付のうえ、検査日の翌日までに農林事務所もしくはご自宅などに発送します。

基準値を超過した場合、県において廃棄いたします。

出荷者の方にお返しすることができませんのであらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

5. 検査結果の公表（※個人情報公表しません。）

出荷の可否に関わらず、検査結果については林業振興課HPにおいて全て公表します。

6. 販売

検査済証を貼付したまつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけは、台帳に登録した出荷先においてのみ販売することができます。

なお、出荷先の追加・変更を希望する場合は、事前に農林事務所にお知らせください。

農林事務所名	連絡先	管轄する市町村
県北農林事務所 森林林業部	福島市杉妻町2-16 024-521-2632	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村
県中農林事務所 森林林業部	郡山市麓山1-1-1 024-935-1362	郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町
県南農林事務所 森林林業部	東白川郡棚倉町 大字関口字上志宝50-1 0247-33-2121	白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村
会津農林事務所 森林林業部	喜多方市松山町鳥見山 字下天神6-3 0241-24-5733	会津若松市(※3)、喜多方市、北塩原村、西会津町(※2)、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村(※1)、柳津町、三島町、金山町(※1)、昭和村(※2)、会津美里町(※2)
南会津農林事務所 森林林業部	南会津郡南会津町田島 字根小屋甲4277-1 0241-62-5372	下郷町(※3)、檜枝岐村(※1)、只見町(※4)、南会津町(※1)
相双農林事務所 森林林業部	南相馬市原町区 錦町1-30 0244-26-4304	相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村
富岡林業指導所	双葉郡富岡町小浜553-2 0240-23-6084	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村
いわき農林事務所 森林林業部	いわき市平字梅本15 0246-24-6192	いわき市

- ※1 湯川村、金山町、檜枝岐村、南会津町は野生きのこに出荷制限がかかっておりませんので、県のモニタリング検査により安全性を確認した上で出荷してください。
- ※2 西会津町、会津美里町、昭和村は野生のなめこ、むきたけに出荷制限がかかっておりませんので、県のモニタリング検査により安全性を確認した上で出荷してください。
- ※3 会津若松市、下郷町は野生のむきたけに出荷制限がかかっておりませんので、県のモニタリング検査により安全性を確認した上で出荷してください。
- ※4 只見町は野生のまつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけに出荷制限がかかっておりませんので、県のモニタリング検査により安全性を確認した上で出荷してください。

※検査全般の問い合わせ先

福島県林業振興課 024-521-7432